

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01128

研究課題名（和文）スラップ及び名誉毀損と表現の自由の調整

研究課題名（英文）SLAPP, defamation and freedom of speech

研究代表者

吉野 夏己（Yoshino, Natsumi）

岡山大学・法務学域・教授

研究者番号：90379834

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：近年、言論弾圧の手段としてのスラップ訴訟をいかに防止するかが大きな課題となっている。しかし、スラップ訴訟はアメリカで発展した議論であり、しかも多様な論点を含んでおり、必ずしも正確な情報が受け入れられていない。また、アメリカでも、スラップ被害防止法を制定した州は32に止まっており、その動向は流動的である。本研究は、アメリカのスラップ訴訟の動向を明らかにし、その論点を探究し、また、主な州のスラップ被害防止法を概観して、スラップ訴訟の客観的状況を明らかにするとともに、スラップ訴訟に対して警鐘を鳴らしている。スラップ訴訟を防ぐ実態法理を検討し、スラップ被害防止を制定するなどの対策を指摘している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、アメリカ合衆国における名誉毀損法の歴史的展開、スラップ被害防止法を分析し、主として、日本における民事名誉毀損法の司法原理、日本におけるスラップ訴訟の現状を分析し、日本において、既存の司法原理を利用したスラップ対策の有効性、さらには、スラップ被害防止法の制定への課題などを検討した。スラップ訴訟の危険性を認識し、適切な訴訟指揮により、早期に訴訟を打ち切るよう誘導すべきこと、「現実の悪意」基準を判例法により形成するなど名誉毀損訴訟の免責法理を強化することを訴え、加えて、スラップ対策が、果たして実体法的な対策なのか、立法論なのかについて混乱している日本の状況を指摘している。

研究成果の概要（英文）： In recent years, how to prevent SLAPP as a means of suppressing free speech has become a major issue. However, SLAPP are a discussion that developed in the United States, and since they include a variety of issues, accurate information is not necessarily accepted. Furthermore, even in the United States, only 32 states have enacted anti-SLAPP victim laws, and the trend is fluid. This study clarifies the trends in SLAPP in the United States, explores the issues, and provides an overview of the anti-SLAPP victim laws in major states, clarifying the objective situation of SLAPP and sounding a warning against SLAPP. It examines the actual legal principles that prevent SLAPP and points out measures such as enacting anti-SLAPP victim laws.

研究分野：憲法

キーワード：スラップ訴訟 SLAPP 名誉毀損 表現の自由 現実の悪意

1. 研究開始当初の背景

メディアで「スラップ訴訟」という言葉が頻繁に取り上げられるようになり、2016年に消費者法ニュースが、同2016年及び2020年に法学セミナーでも2回にわたり、スラップ問題を取り上げて特集を組み、主として、実務家の間で議論が活発化していた。スラップ(SLAPP)は、1980年代からアメリカ合衆国において、請願権を行使した市民、あるいは、公的関心事項に関する発言をした市民に対して、その報復措置として、不法行為等に基づき巨額の損害賠償を求める民事訴訟が多発したことを契機に命名された概念であり、わが国においても、1990年代からスラップが紹介され、現在では、「日本国憲法第21条(表現の自由など)と16条(請願権)で保障された権利を行使したことを理由に、個人または団体に対して起こされる民事訴訟」、「市民参加に対する戦略訴訟(strategic lawsuits against public participation)」、あるいは、「恫喝訴訟」や「嫌がらせ訴訟」などとして定義されている。アメリカ合衆国では、スラップ訴訟の脅威に敏感であり、32の州と1地区でスラップ被害防止法が制定されている。他方で、スラップ被害防止法の制定に全米が賛成しているわけではなく、連邦レベルでのスラップ被害防止法が未制定であるほか、州によっては、違憲判決も出ている。なお、スラップ被害防止法は、州により異なり、統一的な法典は存在しない。

アメリカ合衆国の民事訴訟手続とわが国の民事訴訟手続や損害賠償法制も異なり、とりわけ、名誉毀損訴訟における損害賠償額が比較的到低く、懲罰的損害賠償制度を持たないわが国においては、スラップの内包する脅威は、アメリカ合衆国と比べ格段の差が存在する。しかし、わが国においても、前記のようなスラップが多発していることから、スラップ対策が大きな問題であることは間違いない。特に、政治家によるマスメディアに対する名誉毀損訴訟対策は喫緊の課題であった。

2. 研究の目的

スラップ問題に対処する上での一番の困難性は、外見上、スラップか否かが不明確であるという点である。当然ながら、市民活動に反応して提起されたすべての訴訟がスラップというわけではない。市民活動が保護された「公的対話(public discourse)」の範囲を超え、名誉毀損、各種不法行為を構成する場合もありうるので、正当な訴訟とスラップを区別するものは、その基底にある主観的な「意図」が重要となるし、スラップは、定義上、積極的な財産侵害を要求していないので、外部からは識別不明である。さらに、ターゲットを黙らせることは、単に訴訟を宙ぶらりんにすることにより達成できるので、提訴者は、勝訴判決を得る必要はないし、その意図もない。提訴者は勝訴することに関心がないので、現実的な勝訴の可能性がなくても様々な訴訟原因を並べる。それゆえ、正当な訴訟とスラップを区別して、後者のみを排除するメカニズムが必要になる。わが国で、採用されるべきスラップ対策の方向性を探る。

さらに、スラップに対する裁判上の勝訴判決、あるいは、反訴での勝訴は、数年間にわたり費やされる経済的、精神的、肉体的負担に対して何の慰めにもならないという観点から、このような事態に対処するため、アメリカ合衆国では約半数の州がスラップ被害防止法を制定しているので、これらも参考にして、実体法の解釈論的解決が不十分な場合、スラップ被害防止法を導入すべきだとの意見もありえると思われる。しかしながら、仮に、スラップ被害防止を導入するにしても、その背後にある保護すべき憲法上の実体的価値が何であるのかが明らかにされなければならない。日本国憲法の採用する

憲法的価値を無視し、単純に、アメリカ合衆国のスラップ被害防止法を導入するというのは、単なる「接ぎ木」の批判は免れないことになる。本研究は、これまで試みられなかったスラップ対策の背後にある憲法的価値をも探求するものである。

3. 研究の方法

これまでの研究においては、アメリカ合衆国のスラップ被害防止法と日本のスラップ対策の比較が十分ではなく、特に、日米の研究の背後に横たわる憲法価値については、全く顧みられていない。さらに、必ずしも日本における裁判例を網羅した研究も多くない。何よりも、わが国において、従来、スラップという概念が知られていないこともあり、いくつかの名誉毀損訴訟や不当訴訟として紛争がスラップとして認識されてこなかった事例があり、これらの掘り起こしも必要となる。スラップに関する法領域は広範に及んでいるため、断片的な学説についても広く調査する必要がある。そこで、まず、日本の名誉毀損訴訟に関する基礎的な法理の調査・検討を行い、次に、名誉毀損訴訟及びスラップに関する日本の裁判例、学説を網羅的に調査・検討し、特に、これまで検討されなかった法領域、例えば、メディア法、環境法、消費者法、地方自治法など個別の法分野別に紛争を類型化して分析を行った。

さらに、これまでの研究から浮かび上がってきた実務的問題点を整理して、スラップ対策としての免責法理の探求・提案、さらには、立法論としてのスラップ被害防止法の制定の妥当性・可能性を検討した。特に、「現実の悪意」基準を不法行為法の解釈に取り入れ、わが国にとって最も有効なスラップ対策になりうることを提言した。その上で、わが国のスラップ対策として有効な法理を提案していく。

4. 研究成果

スラップ対策に関する動向は流動的である。アメリカ合衆国では、2023年現在、32の州及び1つの地域でスラップ被害防止法が制定されている。また、統一州法に関する全国委員会が、2020年7月にモデル「統一公的表現保護法（Uniform Public Expression Protection Act (UPEPA)）」を提示した。他方、2015年にワシントン州、2016年にミネソタ州の最高裁判所が、それぞれのスラップ被害防止法を違憲と判断している（なお、ワシントン州は、2021年5月にUPEPAバージョンを新たに制定している）。そして、約20の州は、スラップ被害防止法の制定に消極的である。

注目すべきは、2022年2月、「国連ビジネスと人権ワーキンググループ」は、声を上げる人権擁護者を脅迫し黙らせることを目的としたスラップ訴訟に対して警鐘を鳴らしている。(1)国に対しては、スラップ被害防止を制定するなどして、スラップ訴訟を起こした企業等に制裁を与えるべきであるという提言、また、(2)法曹界の役割の重要性が強調され、裁判官や検察官がスラップ訴訟を認識、対応するための訓練を受けられるようにし、人権擁護者の活動に関する事実の歪曲、嫌がらせや脅迫、被告を利用するような意図があると判断される場合には、訴訟を却下する権限を裁判所に与えるべきであるという提言、及び弁護士に対しては、スラップ訴訟において企業の代理人を務めることを控えるように呼びかけている。さらに、(3)企業に対しては、人権擁護者に対する報復を防ぐための国の政策に責任を持って関わるべきであり、企業は、名誉毀損による損害に対して巨額の賠償を要求すべきではなく、人権擁護者への攻撃・報復を防ぐために人権デュー・ディリジェンスを実行すべきであると指摘している。また、同報告書では、アメリカ合衆国以外に、オーストラリア、タイ、フィリピン、インドネシアなどはすでに反スラップ訴訟法を制定しており、カナダでは一部

の州で制定されているという。

本研究は、まず、名誉毀損訴訟について「学説を網羅的に調査・検討」することを主眼とし、2022年度に「民事名誉毀損訴訟と表現の自由」（岡山大学法学会雑誌 71 - 3 / 4 - 403（2022年））で基礎事情をまとめた。さらに、2023年12月に、これまでの研究の集大成として、アメリカ合衆国の概要を含め、名誉毀損法の憲法化及びスラップ対策に関して、『名誉毀損訴訟と表現の自由』（成文堂）を出版した。本書は、(1)アメリカ合衆国における名誉毀損法の歴史的展開、(2)スラップ被害防止法を分析し、(3)主として、日本における民事名誉毀損法の司法原理、(4)日本におけるスラップ訴訟の現状を分析し、(5)日本において、既存の司法原理を利用したスラップ対策の有効性、(6)さらには、スラップ被害防止法の制定への課題などを検討した。そして、スラップ訴訟について、「法分野別に紛争を類型化して分析を行う」ことについて、2024年1月に、『スラップ訴訟 法的論点と対策』（日本法令出版）を出版し、裁判所に対しては、スラップ訴訟の危険性を認識し、適切な訴訟指揮により、早期に訴訟を打ち切るよう誘導すべきこと、「現実の悪意」基準を判例法により形成するなど名誉毀損訴訟の免責法理を強化することなど、日本におけるスラップ訴訟の現状及び有効なスラップ対策を分析した。加えて、日本では、スラップ対策が、果たして実体的な対策なのか、あるいは、立法論なのかについて混乱している状況を明らかにし、かつ、表現の自由の価値基底論の探求、司法原理との接続、立法事実の検討など多くの課題を解決することが必要である旨提言した。

本研究は、スラップ訴訟について、これから始まる議論の端緒となり、将来への架け橋となりうるものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 吉野夏己	4. 巻 71
2. 論文標題 民事名誉毀損訴訟と表現の自由	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 403 - 467
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 吉野夏己	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 502
3. 書名 名誉毀損訴訟と表現の自由	

1. 著者名 吉野夏己	4. 発行年 2024年
2. 出版社 日本法令出版	5. 総ページ数 343
3. 書名 スラップ訴訟 法的論点と対策	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------